

青森県報

第四千三百十四号

平成二十九年
六月二十一日
(水曜日)

目次

告 示

- 地籍調査事業計画……………(農村整備課) ……一
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……一
- 道路の供用の開始……………(同) ……二

公 告

- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 気象観測装置の購入に係る一般競争入札……………(会計管理課) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(三八地域) ……四
- 右 同……………(同) ……五
- 右 同……………(同) ……五
- 右 同……………(西北地域) ……五

教育委員会

- 青森丸重油供給単価契約に係る一般競争入札……………(学校施設課) ……六

選挙管理委員会

○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に

八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数(事務局) ……七

告 示

青森県告示第四百八十一号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成二十九年年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十九年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
青森市	大字細越字内長沢の一部、大字鶴ヶ坂字早稲田の一部、大字鶴ヶ坂字山本、大字鶴ヶ坂字鶴ヶ坂山、大字戸門字土筆山	平成二十九年四月三日から平成三十年三月三十一日まで
弘前市	大字清水富田字寺沢	
五所川原市	金木町喜良市相野山の一部	
むつ市	大字田名部字高田	

青森県告示第四百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年七月二十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面番号	道路種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県道	弘前岳鱒ヶ沢線	弘前市大字城東北四丁目五の一三から弘前市大字高崎二丁目一の一まで			前 二二・〇〇メートルから 四一・九〇メートルまで	後 二二・一〇メートルから 五八・〇〇メートルまで	九六七・〇〇メートル	

青森県告示第四百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年七月二十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道弘前岳鱒ヶ沢線	弘前市大字城東北四丁目五の一三から弘前市大字高崎二丁目一の一まで	平成二九・六・三

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、弘前中央地区の県営土地改良事業（集落基盤整備事業（農業用排水施設整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十九年六月二十二日から同年七月二十日まで
- 三 縦覧の場所
弘前市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、弘前中央地区の県営土地改良事業（集落基盤整備事業（農道整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十九年六月二十二日から同年七月二十日まで
- 三 縦覧の場所
弘前市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、杭

止堰地区の県営土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年六月二十二日から同年七月二十日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

気象観測装置の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十九年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品（以下「購入物品」という。）の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

気象観測装置 一式

二 納入期限

平成三十年三月二日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加

資格）の一、平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十八年二月十日青森県告示第八十八号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十九年二月十日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付けされた者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 購入物品又はこれと同等の類似品について納入実績等があることを証明した者であること。

6 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十九年七月十二日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九〇九九

4 提出部数 二部

六 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九〇九九

七 入札の日時及び場所

1 日時

平成二十九年八月二日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟一階 会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、購入物品に要求する性能等が満たされしていると判断された製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

3 契約書作成の要否 要

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨

てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Meteorological Observation device

2 Time limit for tender:

2 August, 2017 (Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact Point for the notice: Account Management Division

Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9099

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 セーフティファースト株式会社

二 代表者の氏名 細川雄一朗

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字是川字ニツ屋六の六〇

四 許可番号 青森県知事許可(般一二十七)第三〇〇二六八号

五 取消年月日 平成二十九年五月三十一日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年三月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社HPT

二 代表者の氏名 平野浩仁

三 主たる営業所の所在地 八戸市南郷大字市野沢字山陣屋二二の一四二

四 許可番号 青森県知事許可(般一二十七)第三〇〇六〇七号

五 取消年月日 平成二十九年五月三十一日

六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、電気通信工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年四月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 シマモリ鉄工所

二 氏名 嶋守清

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字新井田字鷹清水九の一

四 許可番号 青森県知事許可(般一二十五)第三〇〇五四七号

五 取消年月日 平成二十九年六月五日

六 取消しに係る建設業の許可
機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年五月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 鎌田工業

二 氏名 鎌田光守

三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町嘉瀬雲雀野一〇二の一

四 許可番号 青森県知事許可(般一二十七)第八五八七号

五 取消年月日 平成二十九年五月三十日

六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、左官工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

教 育 委 員 会

青森丸重油供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十九年六月二十一日

青森県教育委員会教育長 中 村 充

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

重油（JIS一種一号 硫黄分〇・一パーセント以下）

七百三十キロリットル（購入予定数量）

二 納入期間

契約締結の日から平成三十年三月三十一日まで

三 納入場所

八戸港 青森丸

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札

参加資格）の一、平成二十八年二月十日青森県告示第八十八号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十九年二月十日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、物品の購入の契約についてAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百二十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）に基づく石油製品の販売業の届出をしていることを証明した者であること。

6 購入物品について十分な供給体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、申請書により審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、平成二十九年七月十二日までに青森県教育庁学校施設課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じた内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

4 提出場所

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁学校施設課財務グループ

電話 〇一七―七三四―九八七三

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁学校施設課財務グループ

電話 〇一七―七三四―九八七三

2 入札書の提出期限

平成二十九年七月三十一日 午後五時十五分

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁学校施設課入札室

平成二十九年八月一日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

購入物品を確実に納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とす
る。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

詳細は、入札説明書による。

4 入札書の記載方法

入札金額は、一キロリットル当たりの単価を記入すること。なお、落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者

であるかを問わず、入札者は、見積もつた金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Fuel Oil (JIS Class 1 No. 1 Sulfur (wt%) ≤0.1)

730 kiloliter

2 Delivery period:

From the day of the commencement of the contract to March 31, 2018

3 Delivery place:

Aomori-maru Hachinohe Port

4 Time limit for tender:

5:15 p.m. July 31, 2017

5 Contact point for the notice:

School Facility and Management Division,
Aomori Prefecture Board of Education

2-3-1
Shimnachi Aomori City, Aomori 030-8540

JAPAN

TEL: 017-734-9873

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十三号

平成二十九年六月一日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する

法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年六月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二二、六四四 人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

二四一、五二〇 人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

東津軽郡選挙区 七、〇四四 人

西津軽郡選挙区 五、七三一 人

南津軽郡選挙区 六、六七六 人

北津軽郡選挙区 七、九四五 人

上北郡選挙区 二八、三一四 人

三戸郡選挙区 二〇、三五一 人

青森市選挙区 八二、四五九 人

弘前市選挙区 五〇、五九二 人

八戸市選挙区 六五、九八五 人

黒石市選挙区 九、八九三 人

五所川原市選挙区 一九、七二七 人

十和田市選挙区 一七、八三九 人

三沢市選挙区 一一、〇六四 人

むつ市選挙区 二一、八〇四 人

つがる市選挙区 九、七八八 人

平川市選挙区 一二、一八〇 人

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円四十四銭